

明日の安心と成長のための緊急経済対策

明日の安心と成長のための 緊急経済対策

平成 21 年 12 月 8 日

目 次

I. 基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1. 日本経済の現状認識・・・・・・・・・・・・・・ 1

2. 経済財政運営の基本的視点・・・・・・・・・・・・・・ 2

II. 具体的な対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

1. 雇用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

2. 環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

3. 景気・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

4. 生活の安心確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

5. 地方支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

6. 「国民潜在力」の発揮・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

(本対策の国費・事業規模)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

(別紙)「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の規模・・・・ 30

明日の安心と成長のための緊急経済対策

I. 基本的な考え方

鳩山政権は、政権発足直後から、これまでの既成概念にとらわれることなく、無駄な予算、公共事業など従来の政権では政官業の癒着体制のため手がつけられなかった「歳出の中身」を抜本的に変える財政政策の大改革に乗り出している。国民は予算の効率的な使い方に対し大きな期待を抱いており、今後も引き続き、無駄を省く作業を休むことなく進めていかなければならない。

同時に、現下の厳しい経済・雇用状況、直面する円高・デフレ状況を踏まえ、景気回復を確かなものとするための経済対策を、スピード感を持って示し、暮らしの再建、地方の活力の回復、そして環境を中心とした未来に向けた政策の実現に取り組まなければならない。活用できる財源を最大限に活用し、有効性を十分吟味しながら、鳩山政権の初めての経済対策として「明日の安心と成長のための緊急経済対策」をとりまとめ、日本の元気回復に全力で取り組んでいくものである。

1. 日本経済の現状認識

(経済の現状認識)

平成 21 年度前半の実質経済成長率は2四半期連続のプラス成長となった。輸出や生産の増加により、景気は最悪期を脱し消費者や企業のマインドも持ち直している。しかし、経済の現状は、失業率が最悪期よりはやや低下したものの高水準で推移するなど依然として厳しい状況にあり、国民の景気実感に近い名目 GDP 成長率は昨年春以降6四半期連続のマイナスとなっている。また、需給ギャップは大幅な供給超過である。

そして、このところは物価が財とサービスの両分野で下落し、緩やかなデフレ状況にある。さらに、為替市場の急激な変動により円高が進んでいる。

(先行きのリスク)

先行きを考えると、海外経済の持ち直しなどを背景に景気が次第に持ち直していくことが期待されるものの、経済成長の基盤は依然として脆弱である。政策の後押しにより家計消費は今春から2期連続して成長を支えたが、雇用不安と所得の減少傾向のためにその持続力は限られている。また、企業収益の低迷に加え実質金利高や円高などから設備投資の回復力は不透明である。

さらに、景気の持ち直しの動きに対するリスク要因としては、雇用情勢の一層の悪化、デフレ圧力の強まりによる需要低迷、長期金利上昇、為替市場の動向などがある。G7声明にあるとおり、為替レートの変動や無秩序な動きは、景気の持ち直しの動きに対して重大な悪影響を与えるものであり、為替市場の動きを厳しく注視していく。

2. 経済財政運営の基本的視点

こうした現状認識の下、鳩山政権における経済財政運営は、以下の3つの視点に立つ。

＜第1＞当面の取組 — 確実な景気回復・デフレ克服を目指す

厳しい経済・雇用情勢に対応し、景気の持ち直しの動きを確かなものとしていく。このため、当面の取組として、可能な政策を総動員して「緊急対応」に当たり、来春にかけて経済・雇用を下支えすると同時に、経済を上向かせる力の結集を図る。

(1) 緊急対応—情勢に応じた機動的な対応

- ・ 経済・雇用情勢の変化に即応し、経済・雇用の安定のために機動的な対応を取る。このため、雇用・生活不安の高まりに応えた「緊急対応」を行うとともに、企業の資金繰りに万全を期すための「金融対策」などによって景気の下支えを行う。

(2) 政府・日銀の一体となった対応

- ・ 政府は、国民が景気回復を実感できるためには、デフレの克服が重要であるとの認識を日本銀行と共有し、日本銀行と一体となって、強力かつ総合的な取組を行い、景気回復を確実なものとしていくよう政策努力を重ねていく。
- ・ 日本銀行に対しては、こうした政府の取組と整合的なものとなるよう、政府と緊密な情報交換・連携を保ちつつ、適切かつ機動的な金融政策の運営によって経済を下支えするよう期待する。

＜第2＞中長期的な取組 — 成長戦略の推進と財政規律

(1) 成長戦略の推進

- ・ 一方で、中長期的な観点から、以下の点を踏まえた成長戦略のとりまとめを進めていく。
 - 「雇用」「環境」「子ども」「科学技術」「アジア」等に重点を置きながら、中長期的な成長戦略を推進する。
 - 持続的な経済成長モデルを確立し、人々が共に、安心して生活し、子どもを産み育てていくことができる社会を実現する。

(2) 成長力強化と財政規律の両立—中期財政フレームの策定

- ・ 持続的な経済成長実現のためには、未来の子ども達にツケを残さないよう、成長力強化と財政規律の両立を図る必要がある。このため、複数年度を視野に入れた中期財政フレームを2010年前半に策定する。

＜第3＞今回の経済対策 — 緊急対応と成長戦略への布石

(1) 対策の柱—「雇用」「環境」「景気」

- ・ 今回の経済対策は、上記の考え方を踏まえ、①現下の経済・雇用情

勢への「緊急対応」と、②「成長戦略への布石」の2つの視点に基づくものとする。

- ・ 主な柱は「雇用」「環境」「景気」とし、くらしの再建と低炭素社会への転換に取り組む。また、医療等「生活の安心確保」や、荒廃した地方を守るための「地方支援」などにも強力に取り組む。

(2) 具体的な対策—3つの原則

①「緊急性」、「即効性」の高い施策を最優先

- ・ 具体的な施策については、「緊急的な必要性」を重視するとともに、経済・雇用効果、二酸化炭素削減効果において有効なものを優先する。

②切れ目のない経済財政運営

- ・ 今回の経済対策に伴い平成21年度第2次補正予算を提出し、平成22年度予算との間をつなぐことにより、「切れ目のない」経済財政運営を行う。

③「知恵」を活かして、「国民潜在力」の発揮で景気回復を目指す

- ・ できる限り財政に依存せず、制度・規制など「ルールの変更」や国民一人ひとりの積極的な参加によって、国民が持っている潜在力（国民潜在力）が発揮されることを重視する。
- ・ とくに、新たな需要創出に向け、これまで大きな岩盤に突き当たり、停滞してきた制度・規制改革に正面から取り組む。

(3) 施策執行の進捗管理

- ・ 今回の対策に掲げる各施策については、国家戦略室及び内閣府が、効果的・効率的な執行を図る観点から関係者に進捗状況の報告を求め、必要に応じ改善措置を講じさせるなど、PDCAサイクルに立脚した進捗管理を徹底する。

Ⅱ. 具体的な対策

1. 雇用—緊急対応策を強化するとともに、雇用戦略を推進する。

<緊急対応>

- (1) 雇用調整助成金の要件緩和
- (2) 貧困・困窮者支援の強化
- (3) 新卒者支援の強化
- (4) 緊急雇用創造の拡充
- (5) 保育サービスの拡充等女性の就労支援

<成長戦略への布石>

- (1) 雇用・生活保障システムの確立
- (2) 「雇用戦略」の本格的な推進

<緊急対応>

(1) 雇用調整助成金の要件緩和

企業の雇用維持努力への支援を強化するため、雇用調整助成金の支給要件の緩和を本年12月から緊急的に実施する。

<具体的な措置>

○雇用調整助成金の「生産量要件」の緩和

- ・ 雇用調整助成金の「生産量要件」について、現行要件に加え、赤字の企業については、企業規模にかかわらず、「前々年比10%以上減」の場合も支給対象とすることとし、本年12月から実施する。

(2) 貧困・困窮者支援の強化

求職中の貧困・困窮者が、再び「派遣村」を必要とすることなく、安心して生活が送れるようにするため、支援策を強化する。

<具体的な措置>

○実効ある貧困・困窮者支援(「第2のセーフティネット」)の確立

(ア)「ワンストップ・サービス・デイ」の実施支援

- ・ 「ワンストップ・サービス・デイ」の試行実施を踏まえた展開

(イ)ハローワークのワンストップ相談機能の充実

- ・ ハローワークに「住居・生活支援アドバイザー(仮称)」を配置し、第2のセーフティネットの各種支援制度についてのワンストップサービス(総合相談と実施機関への的確な誘導)を実施

(ウ)「住まい対策」の拡充

- ・ 「住宅手当」や、空き社員寮等の借上げによる「緊急一時宿泊施設」の設置等の継続的支援

(エ)各支援制度の運用改善

- ・ 支援を必要とする人が各種の貧困・困窮者支援制度に確実につながるための各支援制度の運用改善

(オ)職業訓練とその期間中の生活保障を行う求職者支援制度の創設に向けた検討(後述)

○解雇者・多重債務者等への民事法律扶助

- ・ 日本司法支援センターにおける労働問題等の解決に向けた民事法律扶助事業の迅速な実施

(3) 新卒者支援の強化

来春以降厳しい求人情勢が見込まれる新卒予定の学生・生徒の就職支援を強化し、第2の「ロスト・ジェネレーション」をつくらないようにする。

<具体的な措置>

○新卒者の就職支援態勢の強化

(ア)大学等の「就職相談員」の配置促進

- ・ 大学等における就職相談員(キャリアカウンセラー等)の配置促進による就職相談の充実、就職力を高めるキャリアガイダンスの推進

(イ)「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の更なる緊急増員

- ・ 就職支援の専門職である「高卒・大卒就職ジョブサポーター」を更に増員する。

(ウ)関係機関の連携強化

- ・ ハローワークにおける緊急学卒支援窓口の設置による高校との連携強化

○「就活支援キャンペーン」の展開

(ア)就職説明会の積極的な開催と周知徹底

(イ)採用意欲のある中小企業等の掘り起こし加速

- ・ 「雇用創出企業」のリストを年内に公表
- ・ インターンシップの拡充、求人企業の開拓等により、中小企業と新卒者のマッチングを図る。

(ウ)求人拡大への要請

- ・ 経済団体、業界団体への求人拡大の要請
- ・ 労働局と都道府県の連携による求人拡大の要請

○未就職卒業者の就職支援の強化

(ア)新卒者体験雇用事業の創設

- ・ 未就職卒業者の体験雇用を受け入れる事業主に対して新卒者体験雇用奨励金(仮称)を支給

(イ)「未就職卒業者向け」職業訓練の実施及び訓練・生活支援給付の拡充

- ・ 緊急人材育成支援事業を活用し、未就職卒業者向け職業訓練コースを設置。あわせて、訓練・生活支援給付に係る対象者の拡充を図る。

(ウ)重点分野での雇用支援

- ・ 重点分野における雇用の創造(後述)に当たっての未就職卒業者の雇用への配慮

(4) 緊急雇用創造の拡充

成長分野を中心とした雇用創造を推進するため、先般策定した「緊急雇用創造プログラム」の拡充を図る。

<具体的な措置>

○重点分野における雇用の創造

- ・ 介護、医療、農林、環境・エネルギー、情報通信、観光、地域社会雇用等の分野における新たな雇用機会の創出、地域ニーズに応じた人材育成を推進する。

○地域社会雇用創造事業の創設

(ア) 社会起業インキュベーション事業

- ・ NPOや社会起業家など社会的企業等の創業・事業化を通じて、「地域社会雇用」を創造する。このため、社会起業プラン・コンペティションを通じて、スタートアップ等を支援する。

(イ) 社会的企業人材創出・インターンシップ事業

- ・ 社会的企業分野におけるインターンシップを含めた人材創出に取り組む。

○観光立国の実現に向けた施策の推進

- ・ 休暇取得・分散化の促進等による国内旅行促進、観光圏の整備促進、査証審査体制の整備を踏まえた中国個人観光査証（ビザ）の最大限の活用等による外客誘致促進等の効果的な施策展開を加速する。

○その他

- ・ 建設労働者の雇用の確保及び再就職の促進
- ・ 建設企業の成長分野展開を図るため、経営相談窓口における相談体制の拡充、情報の周知、共有化の促進
- ・ 海運事業者の計画的な雇用確保支援による若年船員の就職の促進

(5) 保育サービスの拡充等女性の就労支援

女性が働きやすい環境づくりのため、良質な保育サービス等の拡充、母子家庭等の在宅就業の支援に取り組む。

<具体的な措置>

○待機児童解消への取組

- ・ 地域の余裕スペースの活用等による認可保育所の分園等設置の促進、家庭的保育の拡充により、待機児童の大半を占める低年齢児の良質な保育を拡充する。
- ・ 沖縄県においては、独自の事業基金を活用した補助制度の見直しにより認可外保育施設の認可化や質の向上の取組を推進する。

○母子家庭等の在宅就業支援

- ・ 仕事と家庭の両立を図りやすい働き方として、母子家庭等の「在宅就業」の拡大を図るための自治体の取組をさらに推進する。

○「育児・介護休業トラブル防止指導員(仮称)」の設置

- ・ 「育休切り」等のトラブル防止のための周知・指導や相談を実施する。

<成長戦略への布石>

緊急対応として、雇用維持・確保を中心とする「守り」を強化する一方で、「攻め」の取組として、雇用・生活保障システムの確立をはじめ積極的な雇用戦略を展開する。

(1)雇用・生活保障システムの確立

○トランポリン型の「第2のセーフティネット」の確立

- ・ 非正規労働者や長期失業者等に対し、職業訓練とその期間中の生活保障を行う求職者支援制度の創設に向けた検討

○雇用保険制度の機能強化

- ・ 非正規労働者に対するセーフティネット機能強化の観点から適用範囲の拡大について検討を進める。
- ・ 雇用調整助成金の要件緩和にあわせ、平成 22 年度からの失業等給付に係る国庫負担の引上げについては、雇用保険制度の安定的運営を確保するため、平成 21 年度第2次補正予算において対応する。
- ・ 平成 23 年度以降については、平成 23 年度予算編成過程において検討し、安定財源を確保した上で、国庫負担を本則(25%)に戻す。これを雇用保険法の改正に盛り込む。

(2)「雇用戦略」の本格的な推進

○(1)のほか、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)、女性・高齢者・障がい者等の労働参加促進や多様な働き方の確保などを内容とする「雇用戦略」の本格的な推進に取り組む。その際、雇用における適切な労働条件の確保に留意する。

2. 環境

—地球温暖化対策と景気回復の両立を目指す

＜「エコ消費3本柱」の推進＞

- (1)家電エコポイント制度の改善
- (2)エコカー補助の延長等
- (3)住宅版エコポイント制度の創設等

＜成長戦略への布石＞

- (1)森林・林業再生の加速
- (2)環境・エネルギー技術への挑戦
- (3)交通・産業、地域の低炭素化の推進
- (4)システムの海外展開等による地球温暖化対策事業等の推進
- (5)資源確保支援
- (6)再生可能エネルギー全量買取制度の導入の検討
- (7)省エネ・環境基準の強化等

＜「エコ消費3本柱」の推進＞

環境性能の高い家電、自動車、住宅等の普及を促進し、家計の温暖化対策を加速するとともに、景気回復に貢献する。

(1)家電エコポイント制度の改善

＜具体的な措置＞

○エコポイント制度の改善

(ア)エコポイント制度の延長(平成22年末まで)

- ・ 省エネ家電(地上デジタル放送対応テレビ、エアコン、冷蔵庫)の購入を対

象とするエコポイント制度を9か月延長する(平成22年12月31日まで延長)。あわせて、利用者の利便性を考慮し、申請手続きを改善する。

(イ)対象家電の省エネ基準の強化

- ・ テレビのトップランナー基準を強化し、2012年度までに達成すべき高い省エネ目標基準値を設定する。これに伴い、エコポイントの対象となるテレビを、より省エネ性能の高い製品に限定する。

(ウ)LED電球等の利用促進

- ・ エコポイント上の優遇措置を設け、省エネ効果の高いLED電球など即時交換対象商品(LED電球、電球形蛍光灯、充電式ニッケル水素電池)への商品交換を促進する。

(2)エコカー補助の延長等

<具体的な措置>

○環境対応車への購入補助の延長等

(ア)購入補助の延長(平成22年9月末まで)

- ・ 環境対応車の購入に対して一定額を補助する制度を6か月延長(平成22年9月30日まで延長)

(イ)省エネ法に基づく燃費規制による更なる燃費改善

- ・ 現在の2010年度燃費基準よりも更に厳しい2015年度燃費基準の達成に向けた燃費改善を促進

(3)住宅版エコポイント制度の創設等

<具体的な措置>

○住宅版エコポイント制度の創設

- ・ エコ住宅の建設、エコ住宅へのリフォームに対して住宅版エコポイントを付与する制度を創設

○高効率の太陽熱利用システムの住宅への設置普及に関する実証事業

＜成長戦略への布石＞

(1) 森林・林業再生の加速

利用間伐を進めるため、人材育成、高性能機械化、施業集約化によるコスト削減を図るとともに、国産材の需要を創出し、森林・林業の再生を図る。

＜具体的な措置＞

○集約化と利用間伐の推進に資する人材の育成と施業の効率化

- ・ 集約化に必要な森林施業プランナーを育成する。また、先進林業機械の導入を進めるとともに、これを効率的に稼働させるオペレーターや、低コストで耐久性のある路網作設を行うオペレーターの養成を図る。

○森林・林業再生プラン(仮称)の実践

- ・ 先行地域において、地域の全体計画に基づき路網整備、境界確定、高性能林業機械を活用した利用間伐の実践的取組を実施する。

○木材利用の推進

- ・ 防火性能向上に係る建築物の性能認定や、2×4住宅における部材開発等、地域材を活用した木材製品の実用化を図る。
- ・ 地域材を活用した展示住宅の整備等による木造住宅の振興

(2) 環境・エネルギー技術への挑戦

地球温暖化対策に資する先端研究設備の整備等を行うとともに、今後数年で実用化が見込まれる有望な環境・エネルギー技術の実証実験を進める。

＜具体的な措置＞

○環境・エネルギー技術への挑戦

(ア) グリーンイノベーションの推進

- ・ 低炭素社会の実現に不可欠な素材の開発等、革新的な環境技術開発の前倒しや低炭素社会システムの実現に向けた取組の推進

(イ) 環境先端技術研究の推進

(ウ) 低炭素社会構築に向けた研究基盤整備

(エ) 自動車用電池の規格統一化

- ・ 自動車用電池について、規格の統一化を図る。

(オ)LED照明の国際標準化の推進

- ・ LED照明に関して、省エネ性能等を評価するために必要な測光方法の標準化を進める。

(3)交通・産業、地域の低炭素化の推進

多様なエネルギーの効率的利用や二酸化炭素等の削減に向けた交通や産業、地域における取組を支援する。

<具体的な措置>

○交通・産業における環境配慮の取組への支援等

(ア)物流・交通の低炭素化

- ・ 海上交通の低炭素化促進、グリーン物流パートナーシップ会議の取組の拡充等による物流・交通の低炭素化

(イ)「通勤交通グリーン化推進プログラム」の推進

- ・ 「グリーン通勤の日」の設定などにより、マイカーから自転車、鉄道、バス等への転換を促進する取組を推進

(ウ)国内クレジット制度の更なる推進

- ・ 地方自治体等との連携強化により、地域の中小企業等の CO2 排出削減支援を通じ、我が国の6%削減約束の達成に貢献

(エ)地球温暖化対策加速化支援無利子融資事業の推進

(オ)低炭素型雇用創出産業の国内立地の推進

○地域における環境配慮の取組への支援等

(ア)「緑の分権改革」の推進

(イ)情報通信技術を用いた地球温暖化対策の推進

(ウ)農山漁村の環境力強化

- ・ 農山漁村の環境力(太陽光、バイオマス等)の活用に向けた地域の実証的な取組を推進

(エ)ITを活用した暮らしの低炭素化の推進

(オ)中核市・特例市グリーンニューディール基金の創設、チャレンジ25地域づくり事業の推進

(カ)温室効果ガス排出削減・吸収クレジット創出支援事業の推進

- ・ 中小企業や農林業等の地域における温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトを支援

(4)システムの海外展開等による地球温暖化対策事業等の推進

鳩山イニシアティブも踏まえ、低炭素型・環境対応インフラ/システム等の海外展開を積極的に支援する等、海外での地球温暖化対策事業等を推進する。

<具体的な措置>

○低炭素型・環境対応インフラ等のシステムの海外展開等の推進など海外での地球温暖化対策事業の強化等

(ア)貿易保険・金融支援

- ・ 貿易保険を活用した民間分野のリスクファイナンスの取組の強化
- ・ 国際協力銀行による民間との協調融資等によるリスクファイナンスの取組の強化

(イ)低炭素型・環境対応インフラ等のシステムの海外展開支援

- ・ 低炭素型・環境対応インフラ等について、システムとしての海外展開を支援するため、我が国企業が包括的に事業を実施するためのコンソーシアム形成支援

(ウ)地上デジタル放送日本方式普及

(エ)気候変動による洪水、旱魃、食糧不足や森林減少・劣化等に対応したアジア・アフリカ等への緊急支援

(5)資源確保支援

<具体的な措置>

○我が国企業による資源上流権益の確保に向けた支援の強化

- ・ (独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)による、金属鉱物(レアメタル等)分野における開発・生産段階にある鉱山権益等の取得に対する支援制度の創設

- ・ 石油・天然ガス及び金属鉱物(レアメタル等)の上流権益確保支援の原資として、JOGMECによる政府保証借入れを可能とする制度改正

○レアメタル確保支援

- ・ レアメタル探査の加速、レアメタル国家備蓄の強化

(6)再生可能エネルギー全量買取制度の導入の検討

再生可能エネルギー(太陽光、風力、小水力、バイオマス、地熱等)の全量買取制度の導入を検討する。

<具体的な措置>

○再生可能エネルギー全量買取制度の導入の検討

(7)省エネ・環境基準の強化等

予算措置によるインセンティブとあわせて、国民生活や経済活動における地球温暖化対策を推進するため、省エネ法に基づく省エネ基準等関係する基準やルールの見直し等を進める。

<具体的な措置>

○省エネ法に基づく省エネ基準の見直し

(ア)建築物の省エネ判断基準の見直し

(イ)エコポイントの対象省エネ家電の省エネ基準の強化(テレビ)(再掲)

(ウ)自動車の燃費基準の強化

○排出抑制等指針の拡充

○白熱電球の2012年までの省エネランプへの生産切替えの推進

○200V化

- ・ 家庭内における電気供給の200V化の推進を検討する。

3. 景気

—金融対策によって景気の下支えを行うとともに、デフレの進行に伴う実質金利上昇の下で抑制されている住宅投資・設備投資等への支援などにより景気回復を目指す。

<金融対策>

- (1)「景気対応緊急保証」の創設等
- (2)セーフティネット貸付等の延長・拡充
- (3)中小企業等に対する金融の円滑化等
- (4)中堅・大企業の資金繰り対策
- (5)デフレ下の実質金利高への対応策
- (6)我が国企業の海外事業の資金繰り支援等

<住宅投資>

- (1)住宅金融の拡充
- (2)住宅税制の改正
- (3)住宅版エコポイント制度の創設等(再掲)

<金融対策>

(1)「景気対応緊急保証」の創設等

景気対応緊急保証の創設等により、中小企業者等に対する金融機関からの円滑な資金供給を促進する。

<具体的な措置>

- 「景気対応緊急保証」の創設等
 - (ア)「景気対応緊急保証」の創設

- ・ 来年3月末で期限切れを迎える現行の緊急保証制度について、その対象業種の指定基準や、利用企業の認定基準を改め、現下の厳しい経済状況において、例外業種を除き、全業種の中小企業が利用可能となるような、使い勝手を高めた信用保証制度に変更する（平成22年度末までの時限措置）。

(イ)保証枠

- ・ 現行の緊急保証枠を活用するほか、新たに6兆円を追加

(2)セーフティネット貸付等の延長・拡充

日本政策金融公庫や商工組合中央金庫等のセーフティネット貸付等の延長・拡充により、中小企業者等への円滑な資金供給を行う。

<具体的な措置>

○セーフティネット貸付等の延長・拡充

(ア)期限の延長・枠の拡充

- ・ 期限の延長(平成22年度末まで)
- ・ 貸付枠・条件変更目標の追加(約4兆円)

(イ)日本政策金融公庫等の金利引下げ措置等の継続・強化

- ・ 雇用維持・拡充対応の金利引下げの強化
- ・ 売上減少対応の金利引下げの継続 等

(ウ)沖縄振興開発金融公庫による金融セーフティネットの確保

- ・ セーフティネット貸付及び沖縄独自制度(観光、離島振興など)に係る拡充措置の適用期限の延長など

(3)中小企業等に対する金融の円滑化等

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」を年末の資金繰りに対応できるよう施行するとともに、その他の措置とあわせ、中小企業等に対する金融の円滑化を図る。また、中小企業支援施策の「ワンストップサービス」を推進する。

<具体的な措置>

○「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の施行等

(ア)「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の施行

(イ)法律の実効性を高めるための検査・監督上の措置

- ・ 検査マニュアル、監督指針の改定等

○下請建設企業支援

- ・ 下請建設企業の経営を支えるための金融支援

○中小企業支援施策の「ワンストップ・サービス・デイ」の開催

- ・ 年末に、関係機関の協力の下、利用者が一つの窓口で必要な各種支援サービス(資金繰り相談、新事業展開などの経営相談、雇用調整助成金の相談など)の利用ができるよう、「ワンストップ・サービス・デイ」を開催する。

(4)中堅・大企業の資金繰り対策

中堅・大企業に対する資金繰り支援により、企業金融面の目詰まりによる景気の腰折れを防止する。

<具体的な措置>

○日本政策投資銀行等による「危機対応業務」の延長等

- ・ 日本政策投資銀行等による危機対応業務(長期資金貸付け等)の延長(平成22年3月末→平成23年3月末)
- ・ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく出資円滑化制度の延長(平成22年3月末→平成22年9月末)

(5)デフレ下の実質金利高への対応策

デフレの進行に伴う実質金利上昇と円高の下で抑制されている設備投資等の下支えや返済負担の軽減を図る。

<具体的な措置>

○デフレに伴う実質金利高の軽減制度

- ・ デフレ経済下で、長期の設備投資等を行う企業に対し、危機対応業務のスキームも活用しつつ、民間金融機関及び政府系金融機関からの借入金利について、2年間、物価下落に対応して(*)、0.5%の引下げを図る。
(金利引下げの融資規模:民間金融機関も活用できる危機対応業務のスキームを通じた融資3.7兆円、日本政策金融公庫1.3兆円)

(*)物価については、半期ごとに、消費者物価が前年に比して下落しているかによって、主務大臣が判断を行い、引下げを各機関に指示

○既往貸付の返済負担の軽減

- ・ デフレ経済下で、既往貸付の返済負担に苦しむ中小企業に対する民間金融の条件変更に対応するため、信用保証制度を支える日本政策金融公庫の財政基盤を強化

○為替変動により影響を受ける地域・中小企業の支援

- ・ 円高の影響を受ける地域・中小企業の海外販路開拓支援を行う。

(6)我が国企業の海外事業の資金繰り支援等

国際協力銀行(JBIC)や貿易保険を活用した我が国企業の海外事業の資金繰り支援を図る。また、貿易保険を活用した中小企業等の海外進出の促進を図る。

<具体的な措置>

○国際協力銀行による海外事業支援緊急業務の延長

○国際協力銀行による本邦金融機関向けツリー・ステップ・ローンの追加実施

○貿易保険を活用した我が国企業の海外進出の促進

- ・ 貿易保険が付保された中小企業の輸出代金債権の流動化促進、貿易保険による我が国企業の海外子会社向け資金繰り支援の拡充の延長

<住宅投資>

(1)住宅金融の拡充

(独)住宅金融支援機構の優良住宅取得支援制度に係る時限的な金利の大幅引下げ等により、住宅投資の拡大を図る。

<具体的な措置>

○優良住宅取得支援制度(フラット35S)の金利の大幅な時限的引下げ等

- ・ 平成22年12月末までの優良住宅の取得に対し、金利引下げ幅を時限的に現行の0.3%から1.0%に拡大する。
- ・ 住宅融資保険の保険料率の引下げを実施する。

(2)住宅税制の改正

○22年度税制改正において、住宅投資の促進に資する贈与税の措置を講ずる。

(3)住宅版エコポイント制度の創設等(再掲)

＜具体的な措置＞

○住宅版エコポイント制度の創設(再掲)

- ・ エコ住宅の建設、エコ住宅へのリフォームに対して住宅版エコポイントを付与する制度を創設

○建築確認手続き等の運用改善

- ・ 建築確認審査の迅速化及び申請図書の簡素化を図るため、建築基準法における建築確認手続き等の運用を改善

4. 生活の安心確保

—医療等国民生活の安心を確保する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 現行高齢者医療制度の負担軽減措置等(2) 新型インフルエンザ対策の強化(3) 医療体制の整備等(4) 災害復旧等 |
|---|

(1) 現行高齢者医療制度の負担軽減措置等

国民の医療に対する安心を確保するため、現行高齢者医療制度廃止までの間、高齢者の負担軽減措置を平成22年度も継続するための財政措置を講じるとともに、生活保護、医療保険を通じた生活支援を確保する。

<具体的な措置>

○現行高齢者医療制度の負担軽減措置の継続

- ・ 70～74歳の窓口負担軽減措置、被用者保険の被扶養者であった方及び低所得者の保険料軽減措置を継続する。

○生活保護、医療保険による生活支援

- ・ 生活保護、医療保険について、平成21年度に必要となる追加財政措置を講じる。

(2) 新型インフルエンザ対策の強化

新型インフルエンザワクチンの生産能力向上等を図る。

<具体的な措置>

○新型インフルエンザ対策の強化

(ア) 国産ワクチン生産能力向上

- ・ 細胞培養法を開発し、現在の鶏卵培養法では1年半～2年を要する全国民分の新型インフルエンザワクチンを約半年で生産可能な体制を構築する。

(イ) 新型インフルエンザワクチン接種費用の助成

- ・ 低所得者に対し新型インフルエンザワクチンの接種費用を助成する。

(ウ) 医療機関における設備整備

- ・ 新型インフルエンザ患者を受け入れる医療機関における必要な設備(人工呼吸器等)を整備する。併せて、医療体制が円滑に機能するような環境整備を進める。

(3) 医療体制の整備等

小児科、産科、救急医療等の医療体制の緊急的な整備等を進める。

<具体的な措置>

○大学病院の機能強化

- ・ 周産期医療環境整備のためのNICU(新生児集中治療室)病床等を整備
- ・ 救急医療の最先端機器の整備、病院基盤設備の更新

○医師不足解消に向けた取組

- ・ 地域の医師確保等に向けた大学医学部の教育環境の整備

○難病克服に向けた研究推進

- ・ iPS細胞を用いた難病研究を促進する為の研究基盤整備

○最近の犯罪情勢を踏まえた鑑定体制の強化

○世界エイズ・結核・マラリア対策基金への拠出

- ・ 来年1～3月の基金の医療経費の不足分を緊急に拠出

(4) 災害復旧等

本年に発生した豪雨、台風等による災害及び過年発生災害についての早期復旧と再度災害の防止等に万全を期す。

5. 地方支援

— 本対策の推進等に取り組む地方公共団体を支援する。

- (1) 地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等の支援
- (2) 国税収入の減少に伴う交付税減少額の補てん等

(1) 地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等の支援

電線の地中化、都市部の緑化など地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する。

＜具体的な措置＞

○ 地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する交付金の創設

- ・ 地方公共団体において、危険な橋梁の補修、景観保全の必要性の高い地域における電線の地中化や都市部の緑化、森林における路網整備について、きめ細かな事業を実施できるよう支援する。これにより、観光需要や地元雇用の拡大等による地域の活性化が期待される。

(2) 国税収入の減少に伴う交付税減少額の補てん等

地方公共団体に必要な財源を適切に確保するため、21年度の国税収入の減額補正に伴う地方交付税の法定率分減少額3兆円程度と同額について一般会計からの繰入れを行い、当初予算の地方交付税総額を確保するとともに、地方税等の減収について減収補てん債等適切な措置を講じる。

6. 「国民潜在力」の発揮

—「ルールの変更」や社会参加支援を通じて、国民の潜在力の発揮による景気回復を目指す。

- | |
|--|
| <p>(1)「制度・規制改革プロジェクト(仮称)」</p> <p>(2)「『新しい公共』推進プロジェクト(仮称)」</p> <p>(3)「働く人の休暇取得推進プロジェクト(仮称)」</p> |
|--|

(1)「制度・規制改革プロジェクト(仮称)」

新たな需要創出に向けて、これまで大きな岩盤に突き当たり、停滞していた制度・規制改革に正面から取り組む。

①制度・規制改革

新たな需要創出に向けた規制改革の重要課題については、行政刷新会議において下記を含む重点テーマを設定し、その実現に向け積極的に取り組む。

<具体的な措置>

○幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革

- 幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。
- このため、主担当となる閣僚を定め、関係閣僚の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。

(ア)利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革

- ・ 利用者と事業者の間の公的契約制度の導入、保育に欠ける要件の見直し、利用者補助方式への転換の方向など、利用者本位の制度を実現する。また、保育料設定の在り方について、水準の在り方も含め、制度設計の中で検討する。

(イ)イコールフッティングによる株式会社・NPO の参入促進

- ・ 株式会社、NPO・社会的企業も含めた更なる参入促進を図るべく、客観的基準による指定制度の導入を検討する。
- ・ また、施設整備補助の在り方、運営費の使途範囲・会計基準等の見直しについても、制度設計の中で検討する。

(ウ)幼保一体化の推進

- ・ 上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方についても検討し、結論を得る。

○環境・エネルギー分野での制度・規制改革

(ア)森林・林業再生に向けた路網整備に係る同意取付の仕組の整備

- ・ 路網整備に係る森林所有者の同意取り付け円滑化に向けたルールの整備(実効性ある調停・裁定のルール等)につき、早急に検討に着手し、22年度中に結論を得る。

(イ)新エネルギー等の導入に資する規制改革要望への対応

- ・ 工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当
- 太陽光発電施設の工場での導入促進を図るため、工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当について、年度内に速やかに結論を得る。
- ・ 地熱・工場廃熱の有効活用に向けた規制の見直し
- 工場等の未利用蒸気を活用する発電設備について、ボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とするか否かに関し、年度内に速やかに結論を得る。地熱等を活用するものについても安全性の技術的検討を年度内のできるだけ早期に開始する。

②構造改革特別区域（特区）制度の活用

特区制度の活用により、新たな需要創出に向けた国民の創意や工夫に基づく提案等の実現に取り組む。

<具体的な措置>

○特区制度の活用

- ・ これまでの特区提案（第1次～16次）のうち、第16次提案について処理を促進（来年1月中を目途に結論）するとともに、過去の未実現の提案等の中から選定した提案の実現を図る。
- ・ 本対策の趣旨等に沿った新たな特区提案や特区計画申請を随時受付け、速やかな処理に努める（平成22年3月末まで）。

(2)「『新しい公共』推進プロジェクト(仮称)」

国民一人ひとりが、人を支えるという役割を積極的に担うことにより、新たな雇用の場を創造する。そのため、NPOや社会起業家など「社会的企業」主導の「地域社会雇用創造」を本格的に推進する。さらに、社会的企業の法制面の検討や関係者が幅広く参加する「円卓会議」を開催する。

<具体的な措置>

○地域社会雇用創造事業の創設(再掲)

(ア)社会起業インキュベーション事業

- ・ NPOや社会起業家など社会的企業等の創業・事業化を通じて、「地域社会雇用」を創造する。このため、社会起業プラン・コンペティションを通じて、スタートアップ等を支援する。

(イ)社会的企業人材創出・インターンシップ事業

- ・ 社会的企業分野におけるインターンシップを含めた人材創出に取り組む。

○「社会的企業」の法制面の検討(寄付金税制を含む)

- ・ 国民の社会的活動への多様な参画を促進する観点から、社会的企業の起業、活動が促進されるよう法制面から検討する(NPOなどの法人制度のあり方や寄付金税制の問題も含む)。

○「『新しい公共』を実現する円卓会議」の開催

- ・「新しい公共」の考え方を国民各層の自発的な取組や行動に結びつけるため、NPO・企業・学者等による対話・協働を行う場として、円卓会議を開催する。

(3)「働く人の休暇取得推進プロジェクト(仮称)」

ワーク・ライフ・バランスやワーク・シェアリング推進の観点から、年次有給休暇や育児休業等の取得促進、休暇分散取得等を政労使一丸となって推進し、経済・雇用創出を目指す。

<具体的な措置>

○休暇取得促進に向けての政労使合意と取組

- ・「雇用戦略対話」等を通じて、政労使の合意形成と取組を推進

○休暇取得促進への支援措置(指針見直し等)

- ・休暇取得を促進するため、労働時間等設定改善法に基づく「指針」を見直し、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備に向けた関係者の取組の促進を図る。また、「指針」を踏まえ、一定日数以上の連続した休暇の取得など更なる具体的な改善措置を行った事業主を助成

○休暇分散取得等の推進(再掲)

- ・ワーク・ライフ・バランスや観光振興の観点から、地域で休暇の分散取得・長期取得を行う取組等を支援する。そのため、観光立国推進本部の活用をはじめ政府全体の支援体制を作る。

(本対策の国費・事業規模)

- 本対策の実施に伴う国費及び事業費の規模は、別紙のとおり。本対策は、第1次補正予算の見直しにより捻出した財源等を活用することとし、新規国債の追加発行は極力行わない。

(注) 本対策の経済効果及び雇用効果については、関連する予算や施策の内容を精査した上、明らかにしていくこととする。

(別紙)

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の規模

(単位：兆円)

	国費	事業費
1. 雇用	0.6 程度	0.6 程度
<緊急対応>	0.3 程度	0.3 程度
<成長戦略への布石>	0.4 程度	0.4 程度
2. 環境	0.8 程度	4.1 程度
<「エコ消費 3 本柱」の推進>	0.6 程度	3.9 程度
<成長戦略への布石>	0.2 程度	0.2 程度
3. 景気	1.7 程度	18.6 程度
<金融対策>	1.2 程度	10.4 程度
<住宅投資>	0.5 程度	8.2 程度
4. 生活の安心確保	0.8 程度	1.0 程度
5. 地方支援	3.5 程度	3.5 程度
<きめ細かなインフラ整備支援の交付金>	0.5 程度	0.5 程度
<交付税減少額の補てん等>	3.0 程度	3.0 程度
6. 「国民潜在力」の発揮	—	—
合 計	7.2 程度	24.4 程度
	(注)	(注)

(注) 「住宅版エコポイント制度の創設」については、2. 「エコ消費 3 本柱」の推進、
及び 3. 住宅投資に該当するため合計から重複額を控除している。